

交通・放送・通信

今回は障がい福祉サービスの中で「交通」と「放送・通信」に関して、市単独で行っている「重度心身障害者タクシー料金助成制度」「自動車ガソリン費の補助」と、民間企業などが提供している「有料道路割引制度」「NHK放送受信料の減免制度」その他の公共交通機関運賃助成制度について紹介します。

サービスによって、条件や申請方法、問い合わせ先などが異なりますので、利用を希望されるかたは、気軽に健康福祉課高齢・障害係へお問い合わせください。



健康福祉課高齢・障害係
☎ 1183

重度心身障害者タクシー料金助成制度

<内容>

重度の障がいを持っているかたに、タクシーの割引チケットを発行し、外出の手助けをするものです。1乗車につき630円引きになるチケットを、年間最大で36枚発行します。

<対象者>

視覚・下肢・体幹・内部障害で身体障害者1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級をお持ちのかた。

※施設入所者および自動車税の減免を受けているかたは対象外



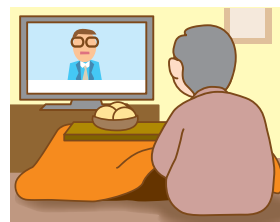
NHK 放送受信料の減免制度

<内容>

一部の身体障がいおよび重度の知的障がいがあるかたの世帯に対し、NHKの放送受信料の全額または半額を免除する制度です。

<対象者>

- 全額免除の場合は、身体障害者手帳をお持ちのかたがいる市民税非課税世帯、療育手帳をお持ちのかたがいる市民税非課税世帯、精神保健福祉手帳をお持ちのかたがいる市民税非課税世帯のかたとなります。
- 半額免除の場合は、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級をお持ちのかたで、放送契約者である世帯主のかた。



自動車ガソリン費の補助

<内容>

身体に障害のあるかたが、生活のために本人または家族が所有する自動車を本人自らが運転する場合に、1か月50リットルを限度として、1リットルあたり55円のガソリン費を補助します。

<対象者>

身体障害者手帳1級・2級をお持ちのかた。



有料道路割引制度

<内容>

高速道路などを通行する際に、その通行料が5割引になるもので、障害者手帳に割引証明を付けるタイプと、ETCを利用するタイプの2通りがあります。

<対象者>

- 本人運転の場合は、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかたすべて。
- 介護者運転の場合は、第1種の身体障害者手帳またはA判定の療育手帳をお持ちのかた。



その他

「公共交通機関運賃助成制度」として、公共交通機関を利用した際にその運賃が割引になる制度や、「携帯電話の基本使用料の割引制度「NTT 無料番号案内」」などがあります。

